

介護給付費過誤申立書について

請求誤りなどによって審査決定済みの請求を取り下げの場合は、介護給付費過誤申立書(以下、申立書という)を提出してください。申立書には、「通常過誤」用と「同月過誤」用があります。実績のない請求をしていた場合(取下げのみで再請求の必要がない場合)は、「通常過誤」用を提出してください。その他の理由で過誤申立を行う場合(再請求をする場合)は、「通常過誤」か「同月過誤」のどちらかを選択して提出してください。

1 申立書を提出する前に

申立書を提出する前に、次のことを確認してください。

① 保険者に間違いはないか。

② 請求が返戻になっていないか。

⇒返戻になっている場合は、過誤申立の必要はありません。

③ 生活保護単独給付ではないか。

⇒被保険者番号が「H」で始まる人は、介護保険からの給付はないため、過誤申立はできません。生活福祉課(918-5028)へ問い合わせてください。

④ 申立事由コードの欄等に記入漏れや誤りがないか。

⇒申立事由コードは、介護給付費明細書の様式番号に対応しています。

※ 複数人、複数月にわたる過誤申立の際には、サービス提供年月ごとではなく、被保険者ごとにまとめて被保険者番号順に記入して提出してください。

2 提出方法

持参、FAX 送信または郵送で提出してください。

⇒FAX 送信の際は、原本の提出は不要です(重複して処理することを防ぐため)。

3 通常過誤について

① 提出期限:毎月15日

※提出期限が、土日・祝日の場合は、その前日までに提出してください

② 通常過誤の流れ【別紙参照】

i) 毎月15日までに通常過誤用申立書を提出する。

ii) 翌月の2日ごろに国保連より「過誤等決定通知書」が事業所に送付される。

iii) 「過誤等決定通知書」を確認した後に再請求を行う。

iv) 再請求を行った月の下旬の振込み額から、取り下げ分がマイナスされる。

v) 再請求を行った翌月の下旬の振込み額に、再請求分がプラスされる。

4 同月過誤について

① 提出期限：毎月末日

※提出期限が、土日・祝日の場合は、その前日までに提出してください

② 同月過誤の流れ【別紙参照】

i) 毎月末日までに同月過誤用申立書を提出する。

ii) 翌月の10日までに再請求を行う。

iii) 再請求を行った翌月の下旬の振込み額に、再請求分と取り下げ分を相殺した額がプラスまたはマイナスされる。

※再請求分＞取り下げ分の場合は、振込み額にプラスされる。

例) 再請求分(¥10,000)－取り下げ分(¥9,000)＝¥1,000 プラス

※再請求分＜取り下げ分の場合は、振込み額からマイナスされる。

例) 再請求分(¥9,000)－取り下げ分(¥10,000)＝¥1,000 マイナス

明石市福祉局高齢者総合支援室給付係

TEL 078-918-5091

FAX 078-919-4060